

合併協議会の開催結果

昨年12月26日に開催された6市町村合併協議会において、各市町村の合併協議に対する判断が表明されました。釧路市と阿寒町は合併を推進、釧路市は協議会を離脱、鶴居村は原点に戻って検討、白糠町と音別町は新たな枠組みを検討することになりました。

この結果、6市町村の枠組みが変更されることになり、6市町村合併協議会は、3月末に解散することが決定されました。

今後の合併協議の予定

今後の日程については、釧路市、阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町の5市町村長が協議した結果、各町村が3月中を期限に新たな枠組みについて判断することになっています。各町村は、それぞれの議会や住民と協議し、合併についての方針を示すこととなります。

今後の合併協議についての釧路市の考え方

釧路市としては、今後の地域の活性化、住民サービスの充実などの面からも、市町村合併は必要であると考えています。

枠組みについては、広域合併による新市の建設というこれまでの経過から、5市町村の合併が基本的には望ましい形であると考えていますが、

ほかの枠組みになったとしても、それぞれのまちにある産業や自然などを活用して魅力ある新市をつくっていくことが出来ると考えています。こうしたことから、釧路市との合併推進を表明される自治体と共に合併協議を進めていきたいと考えています。

市民の皆さまの意向につきまして、昨年の市民1万人アンケートや住民説明会等を通じて、基本的に合併に賛成と受け止めています。また、市民1万人アンケートの回答に書かれていた意見の中で、特に多いものが、「行政経費の削減」や「地域の活性化」に期待するものでした。枠組みが変わったとしても、こうした合併の意義は変わらず、この期待にこたえることができるものと考えています。

釧路市の今後の対応

現在、各町村において、合併の枠組みなどについて論議されており、市としては、各町村の検討が優先されるものと考えています。釧路市と合併協議を継続する自治体が明らかになった時点で、市議会での論議や住民説明会などを行い、新たな合併協議を進めていきたいと考えています。

また、新しい協議会の設置にあたっては議会の承認が必要であり、市議会に設置協議に関する議案を提出し、議決された上で、新協議会を設置することになります。

合併協議 Q&A

問1 3月中の各町村の判断により釧路市と合併協議をするまちが明らかになりませんが、再度、各町村がその枠組みについて判断し、途中で脱退するということが繰り返されないのですか。

答え 6市町村の協議会は、合併ありきとしないことが前提でしたが、新協議会には、合併推進を前提とする方針を持って、各市町村が参加する必要があると考えています。

問2 合併する自治体数が減ると、合併に対する国の支援策も減るようですが、枠組みが変わっても財政的なメリットはあるのですか。

答え 合併特例債など国の合併支援は、合併するまちの数が減ると支援額も減ることになりますが、自治体数や人口に応じた支援でするので、どのような枠組みになったとしても財政的なメリットはあると考えています。

合併問題は、財政問題だけで論じるべきものではなく、大きなステージでの地域の新たな発展や効率的なまちづくりのために、施策の重点化、住民サービスの充実、行財政運営のスリム化を目指すものであり、その中で、さまざまな

合併支援策をどう生かし、役立てていくかが最も重要なことであるとと考えています。

問3 平成17年3月末までとしている合併の期日は見直すのですか。

答え 新しい協議会では、「合併特例法の期限である平成17年3月末まで」という6市町村間の合意を基本ベースにおきながら、改めて具体的な合併スケジュールなどを検討し、決めることとなります。

※ 現在、国では合併特例法の改正を予定しており、その中では、平成17年3月までに各自治体の議会における合併の議決と知事への申請を終え、平成18年3月までに合併すると、特例法の財政支援を受けることができるようになる見込みです。

問4 枠組みが変わりますが、6市町村の協議会で合意した合併に関する基本的な事項や調整方針は白紙に戻して、初めから再協議されるのですか。

答え 枠組みが変わることにより、変更になる項目もあると思いますが、新しい協議会においては、6市町村での合意事項をベースに協議を進めたいと考えております。

問合先 ●市役所企画課企画担当 (☎31-4502)

http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/kikaku/gappei/